

マンションの管理・再生の円滑化等の 改正法について 管理組合、区分所有者はどのような対応が必要か？ 及び管理組合相互の情報交流会

分譲マンション関連の一括改正法が令和7年5月23日(金)参院本会議で賛成多数により可決、成立しました。老朽マンションの再生を進めやすくするため、売却や取り壊しに必要な要件を「所有者全員の同意」から「5分の4の賛成」に緩和。外壁崩落の恐れがあるなど危険なマンションの管理組合に補修を勧告できるようにするなど、自治体の権限も強化する。

この改正がマンションの管理組合や区分所有者にどのような影響があるのかのポイントを説明し、どのように対応が求められるのかを考えましょう

※管理組合の方に限らずどなたでも参加できます。

マンション管理士やこれからマンション管理士を目指す方、その他マンション管理に興味のある方、ぜひ一度お気軽にお越しください。

日 時 2025年7月20日(日) 14:00～16:00

会 場 ひと・まち交流館京都 (河原町五条下る東側)

2階 第2会議室

講 師 当会理事 マンション管理士・管理業務主任者 山口俊一

参加費 無料 (定員15名 先着順、定員になり次第締めきります)

主 催 NPO法人 京都マンション管理ネットワーク

連絡先 事務局 TEL/FAX 075-275-0514

メール npo@kmkn.jp

ホームページ:「京都マン管ネットワーク」にて検索を

*** 参加申し込みは、電話、メール又はFAX (裏面用紙) にて
お申し込みください。**



管理組合等交流会 参加申込書

日時：2025年7月20日（日） 14時00分～16時00分

場所：ひと・まち交流館京都 2階 第2会議室

(下京区河原町五条下る東側)

下記のとおり参加を申し込みます。(参加費無料)

お名前	(フリガナ) 様	(フリガナ) 様
ご住所	〒	〒
ご連絡先	TEL: FAX: e-mail:	TEL: FAX: e-mail:

◆マンションにお住まいの方は、以下の項目にもご記入ください。

管理組合名 又は マンション名		
住戸数	戸	戸
棟数	棟	棟
管理組合での 役職		
その他 ご質問等		

* ご記入いただいた個人情報については以下の目的の範囲内においてのみ使用し、また情報は当NPO法人事務局にて適正に管理します。

- ・セミナーの申込者情報管理
- ・マンションの関連情報の提供
- ・今後開催するセミナーやイベントの情報提供
- ・今後のセミナーやイベントの企画

【受付日： 】 【受付担当者： 】 【事務局： 】